

(5)

わくチャレ 児童指導サポーター・アドバイザー

平成31(2019)年度
わくチャレの利用登録を受け付けます

対象学年の児童へ2月から学校を通じて登録申込書を配布し、一斉受け付けを行います。一斉受け付け終了後は各校のわくチャレメインルームで随時受け付けます。

住吉小学校の児童指導サポーターを紹介します

住吉小学校のわくチャレでは、毎日40人ほどの子どもたちが仲良く遊んでいます。

私たちは子どもたちにのびのびと自由な時間を過ごしてもらえよう心掛けており、毎日の活動の中で、子どもたちの笑顔や元気に遊んでいる姿、成長する姿から小さな幸せをたくさんもらっています。また、地域の中でわくチャレに遊びに来ていた卒業生の成長した姿を見られることも、児童指導サポーターとしてのやりがいになっています。

これからも、子どもたちにとって安心して楽しく遊べるわくチャレとなるように、児童指導サポーターみんなで頑張っていきます。



わくわくチャレンジ広場(わくチャレ)は、児童指導サポーターやアドバイザーの見守りの下で、授業を終えた子どもたちが参加できる安全・安心で楽しい場所です。

遊んでいる子どもたちの見守りを行う児童指導サポーターと、勉強やスポーツなどの指導を行うアドバイザーを募集しています(いずれも有償ボランティア)。

児童指導サポーターは児童の安全を守るため、緊急時に児童のそばや必要な場所に駆けつけるなど、体を動かすこともあります。

アドバイザーには、学習や文化、スポーツの分野があり、登録には教員資格や指導経験などが必要です。

わくチャレは区内の全小学校で実施していますが、児童指導サポーター・アドバイザーの募集状況は学校によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【担当課】 地域教育課 ☎5654-8483



ご利用ください 病児・病後児保育

【担当課】
 子育て支援課

集団保育に戻れるまで一時的に保育します。利用には事前登録が必要です。詳しくは、右表の実施施設にお問い合わせください。

病児保育 病気の治療中で症状が安定しており、入院治療の必要がないお子さんの保育

病後児保育 病気の回復期で、症状が軽度であるお子さんの保育

【対象】

区内在住で認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所(保育ママ)、認定こども園、幼稚園、認証保育所などを利用しているお子さん

▶病児保育 6カ月～小学3年生

▶病後児保育 1歳(砂原保育園は10カ月)～就学前

※区の入園選考を受けない施設を利用している場合は、就労などの証明が必要です。

【費用】

1日2,000円(別途、食事代などの実費が掛かります)

病児・病後児保育説明会を実施します

病児・病後児保育(訪問型を除く)の説明や施設の紹介、各施設での事前登録をする日時の予約を行います。予約は、受入可能月齢の1カ月前から行えます。

【日時】 2月28日(木) ▶午前10時から ▶午前11時から ▶午後1時から
 いずれも直接会場へ。各回とも同じ内容です。

【会場】 子ども総合センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)

【主催】 葛飾病児・病後児保育協議会

【問い合わせ】

中青戸保育園病後児保育室おひさま ☎3603-3485

病児・病後児保育実施施設

	施設	電話番号	保育日 (祝日、年末年始を除く)
病児	新小岩わんぱくクリニック (新小岩2-1-1-3F)	6231-5512	月・火・水・ 金曜日
	水元保育園 (南水元4-18-11)	5876-6872	月～金曜日
	堀切二丁目病児保育室 (堀切2-54-16)	3691-0875	月・火・木・ 金曜日
	東部地域病院病児保育室 くろーばー(亀有5-14-1)	5682-5121	月～金曜日
病後児	小合保育園 (南水元3-3-11)	3627-8488	月～金曜日
	住吉保育園 (高砂7-26-3)	3607-1612	
	砂原保育園 (西亀有4-8-19)	3605-0770	
	中青戸保育園 (青戸3-8-8)	3603-3485	
	本田こひつじ保育園 (立石1-4-10)	3692-0752	
	たつみ保育園 (西新小岩2-1-3)	5654-9942	
	小谷野しょうぶ保育園 (堀切4-60-1)	3601-2301	

ひとり親家庭の方へ

臨時相談窓口を
 ご利用ください

就労相談

就労専門相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けた就職・転職、職業訓練の案内などを行います。

【対象】

児童扶養手当を受けている、または手続き中のひとり親家庭の母親または父親4人

【その他】 原則、毎週(火・水・木)にも相談を実施しています(時間は要予約)

東京都母子及び父子福祉資金の貸付相談

お子さんの進学などに必要な資金の貸付相談です。

【対象】

ひとり親家庭の母親または父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方3人

【日時】

2月24日(日) 午前9時～正午

【申込方法】 2月7日(木)午前9時から電話で(先着順)

【会場・申し込み・担当課】 子育て支援課

(区役所4階401番) ☎(5654)8276

就職に有利な資格を取得する場合に給付金を支給します

事前相談が必要ですので、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

区の指定を受けて厚生労働大臣指定教育訓練講座(介護職員初任者研修、医療事務講座など)を受講した場合、修了後に支給します。

【支給額】

受講費用の80%相当額(1万6001円～20万円) ただし、雇用保険制度で支給される額がある場合は、その支給額を差し引いた額となります。

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格(調理師・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など)を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に支給します。

【支給期間】

修業期間の全期間(最長3年) 【支給額】

▽特別区民税非課税世帯 月額20万円

▽特別区民税課税世帯 月額17万5000円

ただし、失業手当や遺族年金など他に生活給付があることや、修業形態により支給額が減額または対象とならない場合があります。

【対象】

ひとり親家庭の母親または父親で20歳未満のお子さんを扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準の方

【申し込み・担当課】 子育て支援課 (区役所4階401番) ☎(5654)8276